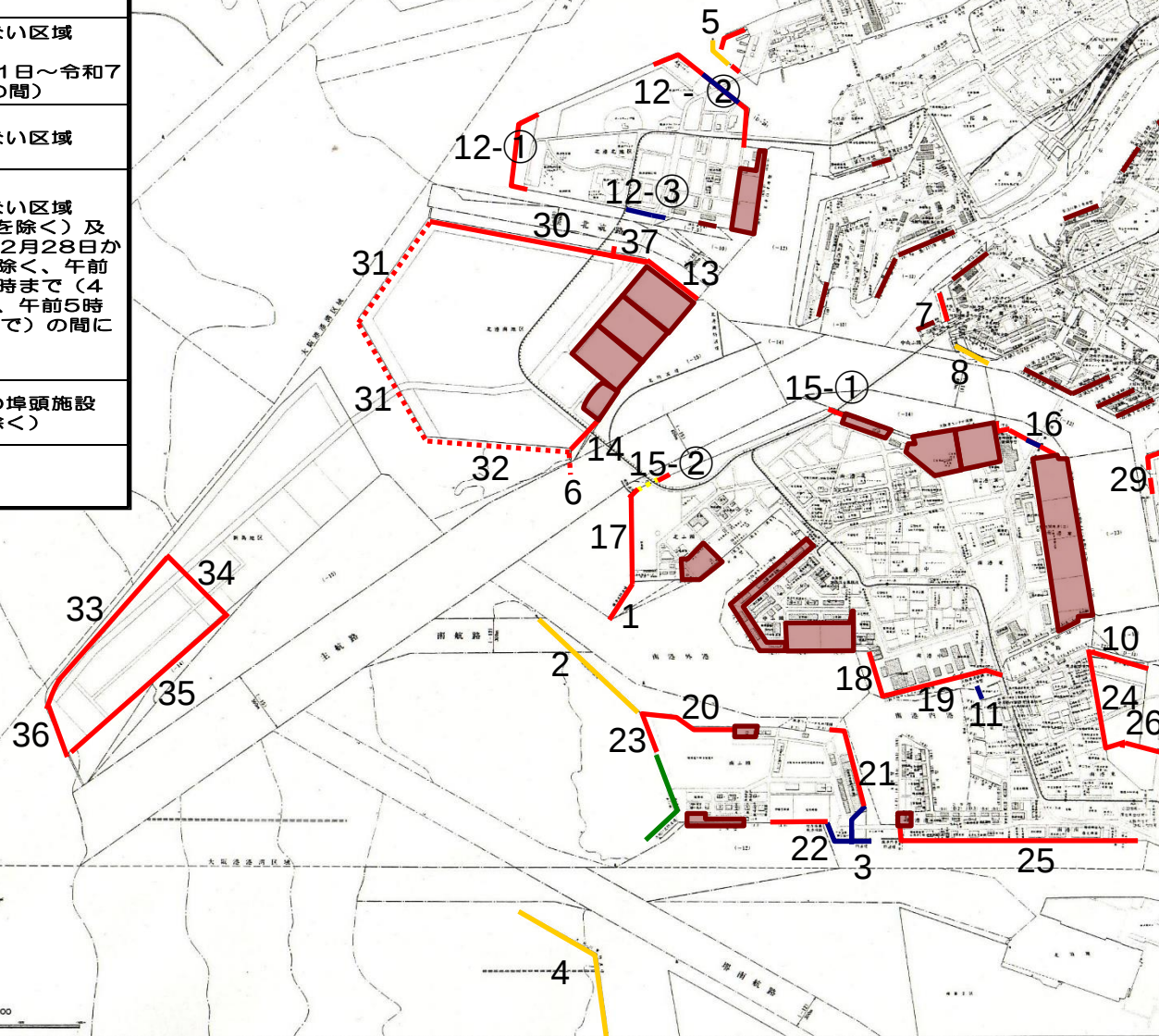


立入禁止区域指定位置図

凡 例

	立入禁止区域
	立入禁止区域 (令和7年4月1日～令和7年10月13日の間)
	立入禁止としない区域 (渡船利用)
	立入禁止としない区域 (渡船利用) (令和7年4月1日～令和7年10月13日の間)
	立入禁止としない区域
	立入禁止としない区域 (水曜日(祝日を除く)及び年末年始(12月28日から1月4日)を除く、午前7時から午後5時まで(4月から11月は、午前5時から午後7時まで)の間に限る)
	保安対策対象の埠頭施設 (民間施設を除く)

(民間施設を除く)



項目	内容
図例	立入禁止区域
	立入禁止としない区域
	保安対策対象の埠頭施設
備考	1. 本図は、令和7年4月1日現在の状況を示す。
	2. 本図は、令和7年4月1日～令和7年10月13日の間、立入禁止区域を指定する。
	3. 本図は、令和7年4月1日～令和7年10月13日の間、立入禁止としない区域を指定する。
	4. 本図は、令和7年4月1日～令和7年10月13日の間、立入禁止としない区域(渡船利用)を指定する。
	5. 本図は、令和7年4月1日～令和7年10月13日の間、立入禁止としない区域(渡船利用)を指定する。
	6. 本図は、令和7年4月1日～令和7年10月13日の間、立入禁止としない区域を指定する。
	7. 本図は、令和7年4月1日～令和7年10月13日の間、立入禁止としない区域(水曜日(祝日を除く)及び年末年始(12月28日から1月4日)を除く、午前7時から午後5時まで(4月から11月は、午前5時から午後7時まで)の間に限る)を指定する。
	8. 本図は、令和7年4月1日～令和7年10月13日の間、立入禁止としない区域(民間施設を除く)を指定する。